



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース

2019/2/4

NO.304 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

## 3・13 重税反対行動

### 村上・関川地域集会

日時 3月13日(水)

午前10時開始

会場 クリエート村上



### 確定申告書が届き始めています

税務署から平成30年分の確定申告書が届き始めました。

売り上げや経費の記帳は進んでいますか？  
 年末付近の売り上げや仕入れについては注意が必要です。

例えば、売り上げのチェックとして、年内に販売したが12月31日現在で受け取っていない代金を収入にプラスします。  
 また、前年に販売して当年に受け取った代金をマイナスします。

経費の中に家計費が入っていないかもチェックしておきましょう。  
 領収書やレシートは、月ごとや日付順、経費ごとに分類し、台紙に貼り付けたり

などして必ず保存しておきましょう。保存期間は7年です。

### 確定申告に必要な資料が届いたら

#### 大切に保管を！

- ◆ 公的年金の源泉徴収票
- ◆ 国民健康保険税の納付通知書
- ◆ 国民年金保険料の控除証明書
- ◆ 生命保険料の控除証明書
- ◆ 地震保険料の控除証明書
- ◆ 医療費控除

医療費控除を受ける場合、医療費などの領収書を税務署に提出する必要がありますが、代わりに「医療費控除の明細書」を提出します。そこには、医療費を支払った病院・薬局などの名称、支払った医療費の金額等を記入しなければなりません。その「医療費控除の明細書」は民商で用意してあります。なお、医療費の領収書は、5年間保存しておかなければなりません。

※確定申告の相談会については、2月中旬すぎ頃からの予定です。相談日の日程が決まり次第お知らせします。

## 民商の紹介をお願いします

記帳はどうすればいいの？新規開業ではじめての確定申告！青色申告にしたいが特典は？手続は？など相談求める業者は大勢います。知り合いの業者に声をかけて民商を紹介してください。

商工新聞を知人友人や商売をしている方にすすめて下さい。



## 『10月消費税10%ストップ！』 増税中止の声をあげよう！

10月、消費税10%に引き上げられれば、1世帯当たり年間8万円の負担が増えます。10%・8%の複税率では、事業者の実務負担も増大させます。「軽減」とは名ばかりの増税です。署名運動を広げ、消費税増税は中止に追い込みましょう。会員の皆さん、読者の皆さん、今回配布した署名にご協力ください。

2・6 全国中小業者 決起大会  
 2019年 2月6日(水)  
 午後1時開会～  
 デモ行進(午後4時～7時)  
 東京・砂防会館  
 東京都千代田区平野町2-7-4  
 地域経済の振興を！  
 被災者支援金の増額を！  
 消費税10%は中止！各業々おちおち、  
 中小業者に資金を回せ！  
 中小業者の分限(借入) 借入利率軽減に反対回廊を！  
 医療・介護・年金の改悪反対！

## 2月の無料法律相談

日時 2月19日(火)

午前10時30分から

会場 村上民商事務所  
 新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談を希望の方は、2月15日(金)までに民商へ連絡をお願いします。その後の受付分は、次回3月の相談とさせていただきます。

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。